

信託

岡 内 誠 治

私が信託を知ったきっかけは、三年生の時に親しかった法学部の友人から話を聞いたことだったと記憶しています。四年生になり、就職活動で信託銀行のリクルーターの方から話を伺う機会がありました。当時はバブル真ん中、信託銀行も破竹の勢いで「〇〇信託銀行の快進撃」といった本をいただきました。なにか縁を感じるものがあつて、当時あつた七つの信託銀行と一つの信託兼営都市銀行の話を聞かせていただき、その中のある信託銀行でお世話

になることになりました。その後三十年の年月が経ち、今は信託銀行を退職し、信託事務所を立上げ、信託を普及させる活動をしています。

本稿では、私の生業となつた信託について、現状と今後の可能性について情報提供させていただきます。

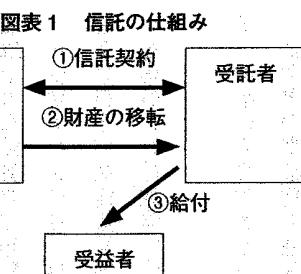
高齢化が進んでおり、本稿読者も将来認知症になり、財産管理が困難になる可能性が考えられます。しかし、信託は有効な事前対策になります。特に会社を經營され、認知症で財産が凍結されると影響が大きい立場にいらっしゃる方が、信託の基本情報を知り、将来の対策として利用するきっかけになれば幸いです。

一、信託とは

本稿を読まれている方の中には、信託銀行等に勤務し、信託に精通している方もおられると思いますが、あまりないじみのない制度ですので、まず定義について述べさせていただきます。

「財産の所有者（委託者）が、信頼できる人（受託者）に財産を移転し、一定の目的（信託目的）の達成のために、信託財産の管理処分等をしてもらい、信託財産に係る給付を受けける権利等（受益権）を定められた人（受益者）が有する財産管理の制度」です。

簡単な図を示すと次のようになります。



二、信託の何が優れているのか

定義だけでは理解が難しいので、私のセミナーでは「自分の代わりに自分の財産を管理してくれる分身を作る制度」と説明しています。

そして「信託の優れているところは後見的な財産管理機能と財産を円滑に承継する機能です。加えて、民法では対応できないようなことも可能になります」と紹介しています。

三、信託法改正

日本で信託法が制定されたのは百年前の大正十一年（一九二二年）です。

現在、信託は金融の世界で非常に便利な仕組みとして利用されており、令和四年三月末の信託受託残高は一五二六兆円となっています。（一般社団法人信託協会資料）

ただ、信託は信託銀行を中心に運営されていたこともあります。一般にはあまり馴染みのない制度でした。大きな転機は平成十八年に訪れ、八十年以上にわたって実質的な変更がなかつた信託法が改正されたことで、一般的の法人個人誰もが信託を利用しやすくなりました。

四、商事信託と民事信託

信託銀行や信託会社が受託者になる営業信託を商事信託と言い、一般的の法人個人が受託者になる非営業信託を民事

信託と言います。

民事信託では、民事信託の対象とならない分野も扱われ、事業承継信託、認知症高齢者や障がい者支援目的の福祉型信託、地域再生型信託、社会貢献型信託、飼い主亡き後にペットなどの世話をする目的の信託等、さまざまに分類されます。

このように民事信託のフィールドは幅広いのですが、その中でも中小企業の「事業承継信託」と「知的障がい者支援信託」が、今後、利用増加が予想される分野だと考えています。

以下では、事業承継信託と知的障がい者支援信託が必要とされている現状について詳しくご紹介します。

五、事業承継信託

高齢者は全員が認知症になるわけではありません。認知症になる人は増加傾向ですが、それでも令和七年に六十五歳以上の高齢者で認知症になるのは約五人に一人（厚生労働省推計）とされ、認知症にならない人が八割を占めます。サラリーマン・O.B.、O.G.のなかには、「認知症対策を行わず、運悪く認知症になってしまったら、いろいろ問題はあるらしいが、法定後見制度を利用する」という割切りが可能な人がいます。しかし、中小企業経営者がこのような考え方を持つことは危険です。

(1) 中小企業経営者が認知症になった場合

経営者の高齢化が進み、認知症、病気、事故で判断能力を失うリスクが大きくなっています。何も対策をして

いない状態で判断能力を失った場合、次のような問題が発生し、不謹慎ですが、亡くなるのを待つことが解決策になります。

① 自社株式の議決権行使ができない

株主総会において、M&A、定款変更、役員選任といった議案の議決権行使ができなくなり、持株割合が高いと会社が機能不全に陥るリスクがあります。

② 個人財産を会社のために利用できない

会社への事業資金貸付、不動産賃借、会社借入の個人保証、担保差入れ等ができなくなります。

(2) 法定後見制度は期待できない

判断能力が不十分な人に、家庭裁判所が援助者を就け、法律的に支援する制度として成年後見制度があります。成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の二種類から構成されています。

判断能力を失った場合の事後対策として法定後見制度を利用するのですが、この制度には次のような問題があり、解決できないことや、かえって不自由になることがあります。

① 親族の候補者が必ず選任されるわけではない問題（親族の候補者が必ず選任されるわけではない問題）。家庭裁判所は専門職（弁護士、司法書士等）を選任する傾向で、親族外が八割を占めています（令和三年、裁判所ホームページより）。中小企業経営者は財産額が高額で、親族の成年後見人等による横領が発生しやすいため、専門職が選任されることが多いります。

② 不服申立て、申立ての取下げができない問題

希望に沿わない人が成年後見人等に選任された場合であっても、そのことを理由に後見開始等の審判に対して不服申立てをすることはできません。

また、後見開始等の審判の申立てについては、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることができます。

③ 専門職が成年後見人に選任された場合の問題

成年後見人に預金通帳、不動産権利証、自社株式等全財産を預け、契約を代理で行ってもらうことになります。生活費以外の支出は制限され、本人、家族は成年後見人の許可がないと自由にお金を使えなくなります。自分たちのお金であるにもかかわらず、頭を下げて生活費を受け取るような関係になります。

また、成年後見人には、すべての財産を処分できる権限があります。そのため、事業用財産や先祖代々の重要な財産を換価処分され、判断能力がある時に作っていた事業承継対策が台無しにされてしまった事例もあります。

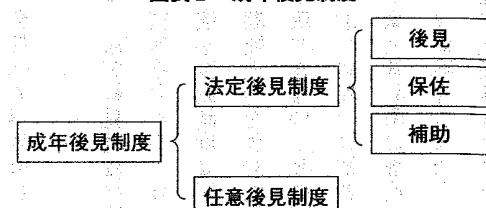
④ 亡くなるまで続き、報酬負担も高額になる問題

本人の判断能力が回復したと認められる場合でない限り止めるることはできません。

⑤ 議決権行使問題の解決は難しい

株主総会において成年後見人による議決権行使は想定していませんが、代理行使してもらうしか方法がない場合も

図表2 成年後見制度



あります。「会社の経営に携わっていない専門職成年後見人に、議決権行使をさせてよいのか」という問題があります。専門職側も、M&A、定款変更、役員選任解任といった議案については、行使を躊躇するものです。

⑥ 個人財産を会社のために利用できない

法定後見制度では「本人の財産を本人のために維持管理すること」が目的になるため、本人以外のために行う支出となる会社への事業資金貸付は難しくなります。

支出は伴わなくても、会社借入の個人保証、所有不動産の担保差入れ等も、原則、認められません。

(3) 任意後見制度の限界

判断能力喪失に備える事前対策として任意後見制度を利用することができます。

任意後見制度とは「本人が十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分な状態になつた場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公正証書で結んでおく制度」です。

ただし、この制度では、任意後見人を監督する任意後見監督人が必ず選任されます。家庭裁判所は、弁護士、司法書士を選ぶため、どのような人が選ばれるのかといった不安や任意後見人と任意後見監督人の意見が合わなくなる可能性があります。

家庭裁判所、任意後見監督人は会社の利益までは考えてくれず、自社株式の議決権行使、会社への事業資金貸付を認めない可能性があるため、任意後見制度だけでの対策には限界があります。

(4) 信託の利用

「自社株式の議決権行使ができない問題」「個人財産を会社のために利用できない問題」を回避するためには、自社株式、会社への事業資金貸付用の金銭、事業用不動産等会社の経営に与える影響が大きい財産については、家庭裁判所の関与がない信託の利用をお勧めしています。

六、知的障がい者支援信託

知的障がい者は自分自身で財産管理を行う事が難しく、親の存命中は親が行うのですが、問題は親亡き後です。判断能力がすでに不十分な知的障がい者が任意後見制度を利用することは難しく、法定後見制度しか選択肢がないのですが、法定後見制度の問題がより強く作用するため、多くの親が利用を躊躇しています。具体的には次のような問題があり、法定後見制度を代替・補完する制度として信託に対する期待が高まっています。

- ① 親族の候補者が必ず選任されるわけではない問題
 - ② 不服申立て、申立ての取下げができるない問題
 - ③ 専門職が成年後見人に選任された場合の問題
 - ④ 亡くなるまで続き、報酬負担も高額になる問題
- は五(2)で述べてきたことと同じですが、知的障がい者に対しては次のように強く作用します。
- ③ 専門職が成年後見人に選任された場合の問題においては、担い手の弁護士、司法書士に障がい者福祉の専門知識や現場経験が十分ではないことが挙げられます。

法定後見制度は福祉的要素が強く、司法の領域の中でも、最も行政に近い制度と言われていますが、福祉が専門ではない担い手により運営されており、不十分な訪問頻度、ネグレクト対応などの問題があります。

④ 亡くなるまで続き、報酬負担も高額になる問題においては、収入源の限られている知的障がい者が、月額二～六万円の専門職報酬を一生負担し続けるため、報酬総額が桁違いに膨れ上がり、生活を圧迫することになります。知的障がい者の後見開始年齢は、親が高齢になつた四十歳前後からが多く、報酬総額が数千万円になる可能性があります。

七、おわりに

信託の現状と今後の可能性について書いてきました。
プロの信託銀行が受託者になる商事信託ではなく、アマチュアが受託者になる民事信託に対する期待は大きいのですが、まだ萌芽期にあります。
民事信託を取り扱うことができる専門職が不足しているうえに、法律や税金に詳しいだけでは不十分で、事業承継信託では企業コンサルティング能力、知的障がい者支援信託では福祉的能力も求められます。

信託を利用したくても「誰に頼んだらいいのか分からぬ問題」が解消されおらず、信託をよく知らない専門職に相談した場合、中途半端な知識で対応されることがあります。また、信託をよく知らないがゆえに、相談者に見送りをすすめ、そのままになってしまふこともあるようです。

「もっと早く信託を知り、利用しておけば良かった」という後悔の声を聞くので、今後も微力ながら民事信託供給網の拡大に取り組んでいく所存です。